



「愚者になる」と「義なきを義とす」という機・法の深信を、その生涯をかけて身証されるところに、聖人を宗祖とする真宗教団の基本的な性格があると領解するが、今、こうした性格の伝統を探ると共に、その己証による理念が如何に表現されているかを求めて、それが教団の展開にともなう誠門として、捷書の上にとどのように伝持されるかの序説としたい。

## 1

「義なきを義とす」と「愚者になる」という表示は、聖人の晩年時代、東国同朋の間に学生沙汰がおこつた時、その肅正のために度々申された事を知りうるが、とくに学生沙汰に関して「如来の御はからひにて往生するよし、ひとくまふされ候ける、すこしもたがはず候なり、としごろ、をのくまふし候しこと、たがはずこそ候へ、かまへて学生沙汰せさせたまひ候はで、往生をとげさせたまひ候べし」(末灯鈔六)と示し、さらに「弥陀の選択本願は行者のはからひのさふらはねばこそ、ひとへに他力とはまふすことにてさふらへ、一念こそよけれ、多念こそよけれなんどまふすこと、ゆめくあるべからずさふらふ」(親鸞聖人御消息集三)とある一節からも、よ

く当時の教団の悩みがうかがわれる。この一念と多念の諍論について、後に了祥は『異義集』十六冊を著わし、その第一冊に「多は一念の異義より出たり」として、一念の異計を「一には一念の義、二には造悪の義」に分け、さらに悪無礙・別相伝・誓願名号・有念無念・自力他力の計に細別し、これに対して第二冊以降には関係資料をあげ、とくに第八・九冊には専修賢善の計を述べる。こうした苦心の成果は、異義研究の水先案内となるものであるが、このうち、特に問題となる一念往生偏執の造悪無碍は、早く法然上人の吉水時代に物議をかもし、このため元久元年(二〇四)十一月、いわゆる七箇条制誠ができている。この事に関し、もし念仏門が多念義に傾いて専修賢善となれば、所謂それは念仏者の聖道門化であつて、本来の性格から逸脱することとなる。したがつて、造悪とこれに対する賢善の葛藤は、念仏教団が民衆の間に生命を保つ上の、一種の宿命的な課題であるといえよう。この意味において「善言下号ニ予門人之念仏上人等」としての、七箇条にわたる自誠の条々は、それが聖道門側に対する浄土門の立場を明かすものであり、さらに法然上人の歿後遺誠としての「一 葬家追善事」は、浄土宗教団における念仏者のあり方を表わすもので

あるから、端的にいえば、賢善にも造悪にも傾かない念  
 仏者本来の在り方を示すものであろう。とくに親鸞聖人  
 は、右二つの教誡を『西方指南抄』(中末)に輯録されて  
 いる事は注意すべきことで、制誡の中に示される「愚人  
 之境界」、「愚人之分」、「癡鈍身」という、愚かなる身  
 の自覚は、そのままに教をもつ身として、遺誡の「各住  
 各居」、「各閑住<sup>ニ</sup>本在之草庵」という事を縁に、「正法  
 があまねく流通することを念ずるものであろう。この事  
 は、聖人の東国移住にあたつて「身つから信し人をおし  
 へて信せしむる事 まことの仏おんをむくみたまつる  
 ものと信しなから みやうかうのほかにはなにことのふ  
 そくにて かならずきやうをよまんとするや」と思かへ  
 してよまさりしことの「(恵信尼消息)と、その伝道への  
 決意と内省の上にも、よくうかがわれる。こうした事か  
 ら推察すれば、恩師によつて定められた制誡と遺誡の旨  
 趣は、すべて念仏者の守るべき掟として、その抛って立  
 つ理念とされよう。

## 2

愚の自覚は、浄土門の理念として必須の条件である  
 が、これについて、法然上人は浄土宗の大意をのべるに

「聖道門ノ修行ハ智慧ヲキワメテ生死ヲハナレ浄土門ノ  
 修行ハ愚癡ニカヘリテ極楽ニムマル」(西方指南抄下本)と、  
 聖道門に対する浄土門の立場を表明され、その「一枚起  
 請文」にも「たとひ一代の法をよく／＼学すとも一文不  
 知の愚とんの身になして尼入道の無ちのともからに同し  
 て智者のふるまいをせずして唯一向に念仏すへし」(金戒  
 光明寺本)とある。ところで、ここに「愚とんの身になし  
 て」とか「無ちのともからに同して」という言葉の中に  
 は、「一代の法をよく／＼学す」ところの、智者法然の生  
 活行儀がうかがわれる。そして、こうした事は『唯信鈔』  
 を著わした聖覚法印や『自力他力事』を作つた隆寛律師  
 の場合にもいわれることで、いわゆる宗教的心境と社会  
 的環境とは必ずしも一致しない。したがつて、上人を師  
 とし、法印・律師を先輩として仰ぐところの弟子・後輩  
 にあつて、善知識を如何にみるかには、各種各様の見方  
 があつたと思われる。こうした中で、わが聖人はそれら  
 の環境を超えて、常の仰にあおぐ恩師・著作にみられる  
 「両先輩をば」「ヨキヒト」(歎異抄二)、「よきひと／＼」  
 (末灯鈔一九)として、そこに権化の仁の伝統をみておら  
 れる事は、とくに留意すべきことと思われる。

ところで聖人は、こうした伝統の中にみずから帰入

し、かかる愚悪の衆生の為に発したまえる三心について  
 「一切群生海、自<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>无始<sub>ニ</sub>已<sub>レ</sub>來、乃至今日<sub>ニ</sub>至<sub>レ</sub>今<sub>ニ</sub>時<sub>ニ</sub>、穢  
 惡汚染<sub>ニ</sub>无<sub>レ</sub>清淨<sub>ニ</sub>心、虚假諂偽<sub>ニ</sub>无<sub>レ</sub>眞実<sub>ニ</sub>心<sub>ニ</sub>」(教行信証・信  
 卷)と、自心の不実をかえりみると共に「イツレノ行モ  
 オヨヒカタキ身ナレハトテモ地獄ハ一定スミカソカシ」  
 (歎異抄二)と、全き絶望の中に「弥陀ノ五劫思惟ノ願ヲ  
 ヨクノ案スレハヒトヘニ親鸞一人カタメナリケリ」と  
 いう、如何ともしがたい愚かな身にかけられた弥陀の本  
 願を「親鸞一人」において徹底される。そこには、愚痴  
 そのものの存在を信知せしめるほかに、何の装飾も見い  
 出されない。こうした自覚の深さは「愚禿」の名告りに  
 よる「非僧非俗」の在り方によく表わされ、その在俗の  
 宿業の身の大悲に生かされる念仏生活として実践され  
 る。このことは、かつて法然上人が「現世をすぐべきや  
 うは、念仏の申されんかたによりてすぐべし」(行状絵図  
 四五)と示された在り方に、その伝統をうけつつも、さ  
 らに身を以って徹底・深化されたものというべく、ここ  
 に在家止住の相のほか、決して賢者・聖(ひじり)の形  
 をとらない事が規定されるようである。

## 3

親鸞聖人における在家止住の標榜は、したがって、当  
 時の愚民層たる「百姓」(御消息集五)を社会的基盤とす  
 るから、必然的に聖道門側にある在地の権力者からの圧  
 迫を、つねに蒙らねばならなかった。

こうした聖道諸宗よりの弾圧は、浄土宗開宗の当初よ  
 り、何回となく繰りかえされてきたところである。この  
 うち、承元元年・嘉祿三年・大永三年の法難は、後世  
 「浄土宗の三大法難」<sup>①</sup>として、一宗興廃にかかわる大事  
 件であつた。就中、はじめの承元の法難に関して、師  
 上人と同時に処刑され、越後への遠流を体験された聖人  
 は、後に「背<sub>レ</sub>法<sub>ニ</sub>違<sub>レ</sub>義、成<sub>レ</sub>忿<sub>ニ</sub>結<sub>レ</sub>怨<sub>ニ</sub>」と為政者の不法を  
 回憶されている。これについて、既に法然上人は「余行  
 を誘<sub>レ</sub>念仏を誘<sub>レ</sub>ぜん、おなじくこれ逆罪也」(行状絵図三  
 二)として「世尊説法時將<sub>レ</sub>了、慇懃付<sub>レ</sub>属<sub>ニ</sub>弥陀名<sub>ニ</sub>、五濁増  
 時多<sub>ニ</sub>疑<sub>レ</sub>誘<sub>ニ</sub>、道俗相簡不<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>聞、見<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>修行<sub>ニ</sub>起<sub>レ</sub>瞋毒<sub>ニ</sub>、  
 方便破壊競生怨、如<sub>レ</sub>此生盲闇提聾、毀<sub>ニ</sub>滅頓教<sub>ニ</sub>永沈淪  
 超<sub>ニ</sub>過大地微塵劫<sub>ニ</sub>、未<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>離<sub>ニ</sub>三途身<sub>ニ</sub>」(法事讃下)  
 の釈文をかかげ、弟子の安樂はまた、この文を誦しつつ  
 死刑に処されたと伝える(行状絵図三三)。こうした事か  
 ら推考すれば、法難は免れない末法時の試練であると  
 共に、為政者の不法は、正法への疑誘を示す事にほかな

らない。ところで、かかる為政者側に属する在地権力者よりの弾圧に際して、聖人の晩年、東国同朋の間で深刻な事件が生じた。その問題となるところを聖人の消息中より引文しよう。

詮ずるところは、そらごとをまふし、ひがごとになれて、念仏の人々におほせられつけて、念仏をとどめんと、ところの領家・地頭・名主の御はからひどものさふらふらんこと、よくよくやうあるべきことなり、そのゆへは、釈迦如来のみことには、念仏する人をそしめるものをば、名無眼人とゞき、名無耳人とおほせおかれたることにさふらふ、善導和尚は五濁増時多疑謗道俗相嫌不用聞 見有修行起瞋毒 方便破壊競生怨とたしかに釈しおかせたまひたり、この世のならひにて、念仏をさまたげん人は、そのところの領家・地頭・名主のやうあることにてこそさふらはめ、とかくまふすべきにあらず、念仏せんひとゞは、かのさまたげをなさんひとをば、あはれみをなし不便におもふて、念仏をもねんごろにまふして、さまたげなさんを、たすけさせたまふべしとこそ、ふるき人はまふされさふらひしが、よくよく御たづねあるべきことなり

〔御消息集四〕

ここにおいて、前の善導の予言は、さらに古く釈迦の金言にまでさかのぼり、その伝統の真理を確める事により、在地の権力者が念仏者を弾圧することの「やう」を、現世における必然の理由として認めると共に、かえつて正法を理解しない彼等に、おのずからなる不便の情の及ぶべきことを「ふるき人」の上に明らかにされる。これについて聖人は「信順ウツシ為ニ因ト 疑謗ウツシ為ニ縁ト」という信謗の因縁が、人為的・分別的な相対性を超えて、まさしく如来の絶対性にもとづくものとして「親鸞ハ弟子一人モモタスサフラウ」とも「ツクヘキ縁アレハトモナヒハナルヘキ縁アレハハナル、」という事を志念される。

4

在地の権力者が念仏者を弾圧する場合、念仏者の中には、権力者と妥協する者のあつた事は「慈信坊がまふしさふらふことをたのみおぼしめして、これよりは、余のひとを強縁として念仏ひろめよとまふすこと、ゆめ／＼まふしたることさふらはず、きはまれるひがごとにてさふらふ」(御消息集七)とある消息によつても明らかで、東国の念仏沙汰を鎮めるべき立場の慈信坊が、遂には在地の権力者と結び、多くの同朋を惑わしたことについ

て、その父でもある聖人は「仏法をばやぶるひとなし、  
 仏法者のやぶるにたとへたるには、師子の身中のむしの  
 しゝむらをくらふがごとしとさふらへば、念仏者をば仏  
 法者のやぶりさまたげさふらふなり」(御消息集五)とて、  
 その後まもなく義絶される。

ところで、この「師子身中虫」(梵網經卷下・蓮華面經  
 卷上)について、かつて法然上人は「懈怠無道心、不当  
 不善のたぐひの、ほしきまゝに悪をつくらむとおもひて  
 申しだせる事也、をよそかくのごとぎの人は、附仏法の  
 外道なり、師子のなかの虫なり」(行状絵図二九)と、「師  
 子のなかの虫」を「附仏法の外道」と共に、同じ造悪無  
 碍者を指す文証として用いられた。而して、この悪無碍  
 の骨張は、越中国の光明房につかわす返書の中にのせら  
 れるもので、その要点を抄出すれば次の如くである。

一念往生ノ義 京中ニモ粗流布スルトコロ也 オホヨ  
 ソ言語道断ノコトナリ……(中略)……シカルヲ チカ  
 コロ愚癡無智ノトモカラオホク ヒトヘ二十念一念ナ  
 リト執シテ 上尽一无ヲ廃スル条 无慚无愧ノコトナ  
 リ マコト二十念一念マテモ 仏ノ大悲本願ナホカナ  
 ラス引接シタマフ无上ノ功德ナリト信シテ 一期不退  
 ニ行スヘキ也……(中略)……モシ精進ノモノアリトイ

フトモ コノ義ヲキカハ スナワチ懈怠ニナリナム  
 マレニ戒ヲタモツ人アリトイフトモ コノ説ヲ信セハ  
 スナワチ無慚ナリ オホヨソカクノコトキノ人ハ  
 附仏法ノ外道ナリ 師子ノミノ中ノ虫ナリ

〔西方指南抄下本〕

ここにおいては、一念往生の徒を「无慚」・「无愧」・  
 「懈怠」の者として批判される。もつとも、親鸞聖人の  
 場合にあつても「くすりあり毒をこのめとさふらふらん  
 ことは、あるべくもさふらはずとぞ、おぼえ候」(末灯鈔  
 二〇)と、造悪無碍に対する厳しい批判を知る事ができ  
 るが、これに関して「悪をこのまんには、つゝしんでと  
 をざかれ、ちかづくべからず」(散善義・至誠心積の文意)  
 と、釈文を以つて強く誠められる。すなわち聖人は、か  
 かる一念偏執者に対し「ハナルヘキ縁」を以つて、親昵  
 すべきでないと言はれるが、こうした中で最も重大な問  
 題は、念仏者同朋を内部より破壊するもの、それこそ  
 「念仏者をば仏法者のやぶりさまたげる」ところの慈信  
 房善鸞の策動であつた。ここに聖人の深い悲歎があり  
 「无慚无愧ノコノ身ニテ」(愚禿悲歎述懐譚)と、どこま  
 でも自身の愚かさを省みられるところに、その内に徹底  
 した批判精神がうかがわれる。



実はその規範こそ、煩惱具足の在家止任の者が教法に生かされる身として、世間に処する在り方を表象するものであろう。このうち「行者宿報設女犯 我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴 臨終引導生極樂」の偈文は、すでに吉水入室の当時、六角堂の観音菩薩よりうけられた、いわゆる六角夢想の文と伝え、聖人の東国伝道が「救世菩薩の告命を受し往の夢、既に今と符合せり」(親鸞伝絵下二)といわれる。これについて、前に私なりに考察したことがあるが、それは「無戒名字ノ比丘」(正像末和讃)たる愚禿としての生き方を示唆するものというべく、聖人入滅の四年前に寂した真仏房が、この偈文を書写している事からして、それはまた真仏にとつても、自らの生活指針とされたものではなからうか。それは兎も角として、聖人における生活態度のつつしみは、したがって伝道に際し、徹底した師弟関係の否定を以つて臨まれるが、この事はかえつて教をうける同朋をしておのづからに師弟の礼をとらしめる。こうした自然の情によつて生じる師弟関係のうるわしさは、二河の譬喩を地であつた高田の覚信房の行状の上にも、よくうかがわれるところである。(善性本御消息集・蓮位添状)

聖人が東国を去られてより、年月の経過とともに、同朋の中より種々の問題を生じた。すなわち、建長三年の有念無念をはじめ、翌四年の造悪無碍、さらに建長七年の自力他力、正嘉元年の諸仏等同、文応元年の臨終善悪などの疑問に如何に対処されたかは、返書の上によく知られる。ところで、かかる学問沙汰は、一念・多念の偏執を根幹として、そのままにまた造悪無碍と専修賢善の主張においてラジカルな面をみせる。このうち、既に略述した悪無碍に対し、聖人の滅後まもなく、「後世者フリシテヨカランモノハカリ念仏マフスヘキヤウニアルヒハ道場ニワリフミヲシテナムノノコトヲシタラシモノハ道場ヘイルヘカラス」(歎異抄一三)という、専修賢善の立場より「ワリフミ」すなわち張文をする者のあつた事が知られる。しかも、こうした賢善への傾斜は、念仏者の理念に反するにもかかわらず、そののち如何なる方途がとられたであらうか。

これについて、聖人滅後の東国同朋の状態を概観すると、その同朋は夫々に属する道場を中心に、いくつかの門侶群に分けられる。これは、後に各地方の名を冠して



「何々門徒」なる名称で呼ばれたが、この門徒のうち、常・総・野の三国より代表的なものを選べば、下野の高田門徒・下総の横曾根門徒・常陸の鹿島門徒があげられる。

まず、高田門徒は真仏のあと頭智房が継ぎ、後の専修寺の基礎を固めた。この頭智の行績で特に注目されるのは、彼が数多くの聖教を伝持した事で、これについては生桑先生による詳細な報告がある。このうち、その筆録になるものとして『見聞』・『聞書』・『抄出』・『大名目』の四部が知られる。それらは、いずれも経・釈の要文をはじめ諸種の文を集めたものであるが、今は『聞書』と『大名目』の二書をとりあげてみたい。まず『聞書』の諸文を検討すると、その終りの部分に醍醐本『法然上人伝記』と同じ記載がみられる。すなわち『聞書』の「一、法撰ユヅム三万機ヲ事」・「一、無智ヲ為ニ本ト事」・「一、本願成就事」・「一、礼讚若能如上念念相統事」・「一、善悪機事」・「一、悪機一人置此機ヲ往生シテ……」の箇所は、醍醐本の「三心料簡」と相応し、「一、法然上人三昧発得記」は「御臨終日記」の後に載る「三昧発得記」の最初の部分である(ただし「聖人」を醍醐本では「上人」とする)。この事に関して、法然伝史料のうち、愚の立場を徹底する点

において特異な存在である、醍醐本『法然上人伝記』と同じ箇所を集録されている事は、注目しなければならぬ。また『大名目』は、その著作が「余宗兼学之人」・「広智広才之士」のためでなく「小智俗人」・「無才小童」のためにあり、とくに当時の「異義蘭菊」に対して編述する意図を序文に表明するが、一方その内容のなかに世・戒・行の三善を分類し、殊に戒について詳しい図示を施すことは、その聖教伝持の精神とあいまって、この門徒の伝統をうかがう上に留意すべき事であろう。

つぎに、横曾根門徒は性信房を中核とする門侶群であるが、この性信は聖人の消息によれば、ひろく東国同朋の重鎮でもあつたようである。これについて、建長七年十月三日付の「かさまの念仏者のうたかひとわれたる事」の末尾に「これさらに性信坊親鸞かはからひ申にあらず候」(真蹟本)とあるが、これは当時、彼が帰洛の聖人に代つて活躍していた事を示し、とくに異義の問題について身を挺して苦勞した事も知られ、かかる情勢において自ら『真宗のきゝがき』(血脈文集)一帖を著わしている。なお、この性信筆のものは伝わらないが、専修寺に弘安三年(二二八〇)の書写にかかる『浄土真宗聞書』なる一本が蔵され、本書に擬せられる。そして、その内

容が聖人をして「すこしもこれにまうしてさふらふ様にたがはずさふらへば、うれしふさふらふ」と評せられるだけに注目すべきであり、こうした聖人との特別な関係を、さらに血脈相承として強調するところに、この門徒の立場が想像されよう。

さらに、鹿島門徒は順信房信海を中心とする門徒で、鹿島社のある地方を地盤とするところに、この門徒の独自の性格がうかがわれる。これについては、順信の著と認める題名未詳の一本(応安六年の写本)には、その奥書に「依<sub>レ</sub>親鸞上人相<sub>レ</sub>伝<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>信海 弘安八歳<sub>乙</sub>十一月十八日」と誌される。その本文中、本願成就文の意を述べたあと「親鸞ノタマハク 弥陀ノ本願ヲトキアラハス人ヲモテ浄土ノイエトス 無量寿仏ノ名号ヲモテ経ノ躰トスト積シタマヘリ コ、ヲモテ キクトコロヲヨロコヒ ウルトコロヲホメタテマツル」と、聖人よりの相伝を記録するが、こうした事をも含めて、ひろく三経・一論の肝要を、あたかも聖人における文意の撰述の如くに、領解しやすく註釈してあることは、とくに注意を惹くところである。

以上、僅かに知りえた文献より、管見をほしいままにしたが、これらを通じて考えられることは、聖人の滅

後、その遺訓を如何にまもつて、多くの門侶を導いてゆくかが、彼等に課せられた大きな問題であった。ここに、伝統の愚の立場を再自覚すると共に、かつて聖人より直接に聞いたことどもを信条として、夫々の門徒の統率にあたつた事がうかがわれるが、しかし、その信条としての掟が時代とともに、門徒統率のため規制化されるところに、ようやく他律的な掟書の萌芽が考えられるようである。

(文部省科学研究費による総合研究の成果の一部)

- ① 伊藤祐晃『浄土宗史の研究』の「浄土宗の三大法難」
- ② 親鸞教学②「聖徳皇のめぐみ」
- ③ 高田学報一二輯「顕智上人伝持聖教解説」
- ④ 親鸞聖人論攷・拙稿「親鸞聖人門侶の研究」